

# 「帯域制御の運用基準に関するガイドライン」改定案の考え方

## 帯域制御をめぐる環境の変化

### <市場・事業者の動向>

① 現行の「帯域制御ガイドライン」は、固定通信向けISPや固定通信事業者による帯域制御に関する議論を経て策定され、移動通信事業者による帯域制御については想定されていなかったが、平成20年秋以降、複数の携帯電話事業者が帯域制御を実施した。

② 「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」(総務省)に基づき、近年、ISP等が移動通信市場にMVNOとして参入するケースが増加している。

MNOの行う帯域制御は、MNOユーザと同一の条件(定額制プラン等)のもとで、MVNOユーザに対しても同様に行われるが、MNOからMVNOへの帯域制御に関する情報提供が不十分であると、MVNOの理解が不足し、MVNOからそのユーザへの適切な周知がなされない恐れがある。

### <政策的動向>

○ 平成21年7月7日の「電気通信事業法の消費者保護ルールガイドライン」(総務省)の改正により、電気通信事業者は帯域制御を実施する場合に、利用者に対して制御内容を具体的に説明しなければならないことが明記された。

## ガイドライン改定案のポイント

### <移動通信事業者による帯域制御の位置付け>

移動通信事業者による帯域制御は、原則として、ISPやケーブルテレビ事業者によるものと区別する必要性がないことから、現行の「帯域制御ガイドライン」の適用対象となることを明記した。

### <MNO、MVNO間の情報共有の在り方>

MVNOとMNO間の十分な情報共有が重要である。このため、帯域制御について、契約書への明記等によるMNOからMVNOへの適切な説明の必要性について明記した。

### <消費者保護ガイドラインの改正>

改正された「電気通信事業法の消費者保護ルールガイドライン」を受けて、帯域制御ガイドラインにおいて、帯域制御を実施する場合には、制御を行っていることだけでなく、その内容を具体的に周知しなければならないことを明記した。

※1 MNO：電気通信役務としての移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設又は運用している者。  
MVNO：MNOの提供する移動通信サービスを利用(又は接続)して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設しておらず、かつ、運用をしていない者。

※2 「インターネット政策懇談会報告書(平成21年2月)」(総務省)において、帯域制御ガイドラインの評価・検討の必要性が指摘された。